三十六 第65条の4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改	正	後	改	正	前			
4第2項(第27条の73 同法第14条第1項に規 第27条の4第1項(第2 定する都道府県知事への	画法第14条第2項又は第23 第1項において準用する場 定する都道府県知事の許可 27条の7第1項において準	条第2項 <u>若しくは第27条の</u> 合を含む。)の規定により 日本では第23条第1項 <u>若しくは</u> 日本では 日本では 日本では、 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では 日本では	(許可等を要しない場合の不適用) 65の4 - 5 国土利用計画法第14条第2項又は第23条第2項の規定により同法 第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項に規定する都 道府県知事への届出を要することなく <u>締結することができる売買契約に基づ</u> き譲渡した土地等については、措置法第65条の4第1項第3号の規定の適用 はないことに留意する。					
65Ø4 - 6	許可と異なる契約による譲 引則第22条の 5 第 1 項第 3		(国土利用計画法による許 65の4-6 <u>措置法</u>		,			
65の4-7 1項において準用する [‡]	場合を含む <u>。)</u> おいて準用する場合を含む	渡) の4第1項(第27条の7第 同法第27条の5第3項 。)措置法		国土利用計画法第23名	發度) <u>条第1項同法</u> 1項第3号			
(休憩所等に類する施設 65の4-14 <u>措置法規則</u>	の範囲) 第22条の5第8項		(休憩所等に類する施設の 65の4-14 <u>措置法規則第</u>					
(事業の区域の面積判定 65の4-15 <u>措置法規則</u>) 第22条の5第9項第1号		(事業の区域の面積判定) 65の4-15 <u>措置法規則第</u>					

改	I	<u> </u>		後				改		正			前	
(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲) 65の4-16 措置法第65条の4第1項第11号ロ措置法令第39条 の5第19項第2号ロ(1)					第39条		650) 4 Ø 5 (1)	- 16 <u>措置</u> 第 18項第 2 5	法第 65条 <i>0</i> 号ロ 同法第		10号口 項第 10号	· <u>D</u>		第 39条
65の4-19 措置	か4 - 19 <u>措置法規則第 22条の 5 第 1 項</u>						(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 65の4-19 措置法規則第22条の6第1項 別表三 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表							
区分	内 容	発行者 根	!拠条項	備	考		X	分	内	容	発行者	根拠条項	備	考
(1)		<u>則</u> 5	語法規 22条の 1項 号				①					 措置法規 <u>則 22条の</u> <u>6 1項</u> <u>1号</u>		
②		措 則 5	置法規 22条の 1項 号イ			-	②					 措置法規 則 22条の 6 1項 2号イ		
③		措	 置法規 22条の				3					 措置法規 則 22条の		

改	正	1	後		改	П	Ē		前
		<u>5 1項</u> <u>2号口</u>						<u>6 1項</u> <u>2号口</u>	
4		 措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>2号八</u>			4			ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
⑤		# 措置法規 則22条の 5 1項 2号二		-	⑤			措置法規 <u>則22条の</u> <u>6 1項</u> <u>2号二</u>	
©		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>2号ホ</u>			⑥			措置法規 <u>則22条の</u> <u>6 1項</u> <u>2号ホ</u>	
⑦ 開発許可() を受けて行われる一団の宅地造成事業件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から平成12年12	(イ) (ロ) (八) A B 国土利用計 画法第23条第 1項又は第27 条の4第1項 (第27条の7	<u>措置法規</u> <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>3号</u>			⑦ 開発許可() を受けて行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から平成9年12	(イ) (ロ) (八) A B 国土利用計 画法第23条第 1項の届出を して当該土地 等が買い取ら		措置法規 <u>則22条の</u> <u>6 1項</u> <u>3号</u>	

改	正	後	改	正		前
<u>月31日</u> までの間	第1項におい		<u>月31日</u> までの間	れる場合		
に、国土利用計	<u>て準用する場</u>		に、国土利用計	当該届出につ		
画法第14条第1	<u>合を含む。)</u> の		画法第14条第1	き同法第24条		
項の規定による	届出をして当		項の規定による	第1項 <u>又は第</u>		
許可を受けて買	該土地等が買		許可を受けて買	<u>27条の4第1</u>		
い取られる場合	い取られる場		い取られる場合	<u>項</u> の勧告をし		
又は同法第23条	合当該届		又は同法第23条	なかった旨を		
第1項 <u>若しくは</u>	出につき同法		第1項の規定に	証する書類の		
第27条の4第1	第24条第1		よる届出をし、	写し		
項(第27条の7	項 <u>、第27条の</u>		かつ、同法第24			
<u>第1項において</u>	5 第 1 項又は		条第1項 <u>若しく</u>			
準用する場合を	第27条の8第		<u>は第27条の4第</u>			
<u>含む。)</u> の規定に	<u>1 項</u> の勧告を		<u>1 項</u> の勧告を受			
よる届出をし、	しなかった旨		けないで買い取			
かつ、同法第24	を証する書類		られる場合			
条第1項 <u>、第27</u>	の写し					
条の5第1項若						
<u>しくは第27条の</u>						
<u>8第1項</u> の勧告						
を受けないで買						
い取られる場合			(イ)			
(1)			(ロ)			
(□)			(八)			
			(=)			
(=)			(亦)			
(本)			(^)			
(^)			(**)			
702			702		 	

改	Œ		後	改	Œ		前
		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>4号</u>				措置法規 則22条の 6 1項 4号	
703		措置法規 則22条の <u>5 1項</u> 5号		7.0.3)	 	措置法規 則22条の 6 1項 5号	
		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>6号</u>		®	 	措置法規 則22条の 6 1項 6号	
(8 の 2)		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>7号</u>		802		ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9		措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>8号</u>			 	措置法規 則22条の 6 1項 8号	

改	正		後	改	Ī	īΕ		前
①		措置法 則22条6 <u>5 1</u> 1 <u>9</u> 号	<u>D</u>	100			措置法規 則22条の 6 1項 9号	
①		措置法 <u>則22条6</u> 5 11 10号	<u>D</u>	①			措置法規 <u>則22条の</u> <u>6 1項</u> 10号	
又は中心市街地 における市街地 の整備改善及び 商業等の活性化 の一体的推進に	ある旨を証する 書類 (ロ) 次に掲げる場合の区分に応じる それぞれ次に掲げる書類	共団体 の長 条の4 1項9号 措置法規 則22条の 5 1項 11号 当該地 方公共 団体の	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(新 設)				

改	正		後	改	正	前
の整備のために	<u>するために買</u>					
同法第6条第1	<u>い取ったもの</u>					
項に規定する基	ーーーである旨を証					
本計画の内容に	する書類					
則して行う公共	<u>B</u> 当該土地等	当該中				
施設若しくは公	の買取りをす	心市街				
用施設の整備、	る者が中心市	<u>地整備</u>				
宅地の造成又は	<u>街地整備推進</u>	推進機				
建築物及び建築	機構である場	構を中				
敷地の整備に関	<u>合当該土</u>	<u>心市街</u>				
する事業で次に	地等を当該事	<u>地整備</u>				
掲げるものの用	業の用に供す	改善活				
<u>に供するため</u>	<u>るために買い</u>	性化法				
に、特定中心市	<u>取ったもので</u>	第10条				
街地の区域内に	<u>ある旨を証す</u>	<u>第1項</u>				
<u>ある土地等が、</u>	<u>る書類(当該</u>	の規定				
<u>これらの者に買</u>	土地等の買取	により				
い取られる場合	<u>りをする者が</u>	指定し				
(1) 道路、公園、	<u>中心市街地整</u>	<u>た市町</u>				
緑地その他の	<u>備推進機構で</u>	村長又				
公共施設又は	<u>ある旨を証す</u>	は特別				
公用施設の整	<u>る書類を含</u>	<u>⊠Ø⊠</u>				
<u>備に関する事</u> 業	<u>む。)</u>	長				
(0) 都市計画法						
第4条第7項						
に規定する市						
街地開発事業						
(八) 都市再開発						

改	正			後		改	Ī	E		前
法第 129条の 6 に規定する 認定再開発事 業計画に基づ いて行われる 同法第 129条 の 2 第 1 項に 規定する再開 発事業										
<u> </u>		条の 1項 措置 則22	10号 温法規 2条の 1項		12				措置法65 条の4 1項9号 措置法規 則22条の 6 1項 11号	
4		条の 1項 イ 措置 則22	111号 1法規 2条の 1項		<u>(13)</u>				措置法65 条の4 1項10号 イ 措置法規 則22条の 6 1項 12号	

改	正		後		改	ī	Œ	前
<u>(140 2</u>)		措置法6 条の4 1項11号 ロ 措置法規 則22条の 5 1耳 14号	是 D	(130 2)				措置法65 条の4 1項10号 ロ 措置法規 則22条の 6 1項 13号
14の3 中心 市街 地整備 21条 3 2 項 に 規定 中小事 (14の3) 中心 善 (14の3) 中心 書 (1403)	者が特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業が左欄の(イ)から(ホ)までの要件を満たすものであることにつき証明した書類(ロ) 当該事業の用(当該事業が中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第1号	通商産 業大臣 条の4 1項115 八 措置法規 則22条の 5 11 15号	人」とは認定日中小小売商業高度化事業計画(当該事業)日に係るものに	(新 該	ł)			

改	正	後	改	正	前
都市計画その	<u>る。)に供するた</u>	法人に限る。)			
他の土地利用	<u>めに買い取った</u>	<u>をいう。</u>			
に関する国又	<u>ものである旨を</u>	(1) 地方公共			
は地方公共団	証する書類	団体の出資			
体の計画に適		に係る中心			
合して行われ		市街地整備			
<u>るものである</u>		改善活性化			
<u>こと。</u>		法第4条第			
(ロ) 当該事業に		5 項第 7 号			
より顧客その		に掲げる特			
他の地域住民		定会社のう			
の利便の増進		<u>ち、次に掲</u>			
<u>を図るための</u>		げる要件を			
<u>公共用施設</u>		満たすもの			
(休憩所、集		<u>イ</u> 当該法			
会場、駐車		人の発行			
<u>場、アーケード そ</u>		済株式の			
の他これらに		総数又は			
類する施設を		出資金額			
いう。以下同		<u>の3分の</u>			
じ。)が設置さ		2 以上が			
<u>れること。</u>		地方公共			
(ハ) 当該事業が		団体又は			
高度化事業資		中小企業			
金の貸付けを		事業団に			
受けて行われ		より所有			
<u>るものである</u>		され又は			
<u>こと。</u>		出資をさ			
(二) 当該事業の		れている			
区域として次		<u>こと。</u>			

の事業の区分 に応じそれぞ れ次に掲げる 区域の面積が 1,000 ㎡(当 該事業が中心 市街地整備改 著送性化法第 4 発憩 3 項籍 3 項籍しくは 第 4 年憩 2 項類 3 項籍 2 反は 第 4 年息 2 反 る事業又は同 項第 7 号に定 める事業(当 該事業が同項 第 3 号又は第 4 号に定める事業(当 該事業が同項 第 3 号又は第 4 号に定める事業の可項 第 3 号又は第 4 号に定める事業(当 該事事業が同項 第 3 号又は第 4 号に定める 事 正額する もので一定の もの(2) に限る。)で ある場合には 500㎡)以上 であること。 A 認定中小 小売商業高 変化事業計 画に基づく	改	正	後	改	正	前
に応じそれぞ れ次に掲げる 区域の面積が 1,000 ㎡ (当 該事業が中心 市街地整備改 善活性化法第 4余第5項第 3号若しくは 4余第5項第 3号若しくは 3号若しくは 3号若しくは 3号若しくは 3号若しくは 3号若しくは 3の多事業(当 这該事業が同項 第3号又は選 4号に定める事業(当 該事業が同項 第3号又は選 4号に定める事業(当 該事業が同項 第3号又は選 4号に定める 章室性関する 4号に定める 章室性関する 4号によりる 章室性関する 4号によりる 章室は関する 4号によりる 章を見い は上等が あるの(2) に限る。)で ある場合には 500㎡)以上 てあること。 A 認定中小 小売商業高 度化事業計 第4号又 第4号又 第2号又 第2号又 第2号又 第2号又 第2号又 第2号又 第3号 第3号 第4号 第3号 第4号 第3号 第4号 第3号 第4号 第3号 第3号 第4号 第3号 第	の事業の区分		口当該法			
お次に掲げる 区域の面積が 1,000 ㎡ (当						
本のの面積が						
1.000 ㎡(当 該事業が中心 市街地整備改 善活性化法第 4条第5項類 3号若しくは 第4号に定め る事業又は同 項第7号に定 める事業(当 該事業が同項 第3号又は第 4号に定める 事業に類する もので一定の もので一定の もので一定の もので(2) に限る。)で ある場合には 500㎡)以上 であること。 A 脳定中小 小売商業高 度化事業計						
 該事業が中心 市街地整備改 善活性化法第 4条第5項第 3号若しくは 第4号に定め る事業又は同 項第7号に定 める事業(当 該事業が同項 第3号又は第 4号に定める 事業に題する もので一定の もの(2) に限る。)で ある場合には 500m)以上 であること。 A 認定中小 小売商業高 度化事業計 放生前 変をする ・ 変えのと ・ 変えのと ・ 変えのと ・ 変えのと ・ 変えのと ・ 変えのと ・ で ・ ある場合には ・ まるのが ・ は方公共 ・ で ・ のるまる・ ・ で ・ のるまる・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						
市街地整備改善 売商業者 第3年七くは 第2は商 第4号に定め 超合等で 多事業又は同項第7号に定める事業(当該事業が同項第3号又は第4号に定める事業(当該事業が同項第3号又は第4号に定める事業に類する。 法人の株 第3号又は第4号に定める事業に類する。 東道に類する。 もので一定のもの(2) 会計額の是も多い、株主等がある場合には、方の計り以上であること。 A 認定中小小売商業高度化事業計 第2は、中小売商業高等又						
善活性化法第 等又は商店街振興 4条第5項第 組合等で 3号若しくは あるこ 多事業又は同項第7号に定める事業(当該事業が同項第3号又は第4号に定める事業に類するもので一定のもので一定のもので一定のもので一定のもので一定のものででのものででの						
銀合等で 第4号に定め る事業又は同 項第7号に定める事業(当 該事業が同項 第3号又は第 4号に定める 事業に類する もので一定の もの(2) に限る。)で ある場合には 500㎡)以上 であること。 A 認定中小 小売商業高 度化事業計	善 <u>善活性化法第</u>					
第4号に定める事業又は同 項第7号に定める事業(当 該事業が同項 第3号又は第 4号に定める 事業に類する もので一定の もので一定の もので(2) に限る。)で ある場合には 500㎡)以上 であること。 A 認定中小 小売商業高 度化事業計	<u>4 条第 5 項第</u>		店街振興			
3事業又は同項第7号に定める事業(当該事業が同項第3号又は第4号に定める事業に類する 法人の株式の総数 又は出資の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の	3号若しくは		組合等で			
頂第7号に定める事業(当該事業が同項第3号又は第4号に定める事業に類するもので一定のもの(2)に限る。)である場合には500㎡)以上であること。A 認定中小小売商業高度化事業計	第4号に定め		<u>あるこ</u>			
める事業(当該事業が同項第3号又は第4号に定める事業に類するもので一定のもの(2)に限る。)である場合には500㎡)以上であること。A 認定中小小売商業高度化事業計 する当該 法人の株式の総数 又は出資 又は出資 取る額の 金額の 金額の 金額の 金計額の 最も多い 歴史の 最も多い 株主等が 地方公共 団体、中 小企業事 業団、中 小小売商業	る事業又は同		<u>ك.</u>			
該事業が同項 法人の株 第3号又は第4号に定める 又は出資 事業に類する の金額の もので一定の 最も多い に限る。)で 最も多い ある場合には 地方公共 500㎡)以上 団体、中 であること。 人の業事 A 認定中小 第四、中 小売商業高 東省等又 度化事業計 業者等又	<u>項第7号に定</u>		<u>ハ</u> その有			
第3号又は第4号に定める事業に類するもので一定のもの(2)に限る。)である場合には500㎡)以上であること。 A 認定中小小売商業高度化事業計 式の総数 又は出資 の金額の の金額の の金額の 会計額の 最も多い 株主等が 地方公共 団体、中 小企業事 業団、中 小小売商 業者等又	める事業(当		<u>する当該</u>			
4号に定める 東業に類する もので一定の 合計額の もの(2) 最も多い に限る。)で 株主等が ある場合には 地方公共 500㎡)以上 団体、中 であること。 米回、中 A 認定中小 業団、中 小売商業高 東省等又	該事業が同項		法人の株			
事業に類する の金額の もので一定の 会計額の もの(2) 最も多い に限る。)で 株主等が ある場合には 地方公共 500㎡)以上 団体、中 であること。 小企業事 A 認定中小 小売商業高 度化事業計 業省等又	第3号又は第		式の総数			
もので一定の 合計額の もの(2) 最も多い に限る。)で 株主等が ある場合には 地方公共 500㎡)以上 団体、中 であること。 小企業事 A 認定中小 業団、中 小売商業高 小小売商 度化事業計 業者等又	<u>4 号に定める</u>		又は出資			
もの(2) 最も多い に限る。)で 株主等が ある場合には 地方公共 500㎡)以上 団体、中 であること。 小企業事 A 認定中小 業団、中 小売商業高 小小売商 度化事業計 業者等又	事業に類する		<u>の金額の</u>			
に限る。)で 株主等が ある場合には 地方公共 500㎡)以上 であること。 A 認定中小 小売商業高 度化事業計 株主等が 地方公共 型体、中 小小売商 業者等又	もので一定の		合計額の			
ある場合には 地方公共 500㎡)以上 団体、中 であること。 小企業事 A 認定中小 業団、中 小売商業高 小小売商 度化事業計 業者等又	<u>もの(2)</u>		最も多い			
500㎡)以上であること。 団体、中小企業事業団、中小売商業高度化事業計	<u>に限る。) で</u>		株主等が			
であること。 小企業事 A 認定中小 業団、中 小売商業高 小小売商 度化事業計 業者等又	ある場合には		<u>地方公共</u>			
A 認定中小 小売商業高 小小売商 度化事業計 業者等又	<u>500㎡)以上</u>		団体、中			
小売商業高 度化事業計 業者等又	であること。					
度化事業計	<u>A</u> 認定中小		業団、中			
	小売商業高		小小売商			
<u>画に基づく</u> <u>は商店街</u>	度化事業計		業者等又			
	画に基づく		は商店街			
<u>中心市街地</u>	中心市街地		振興組合			
整備改善活 <u>等のいず</u>	整備改善活		<u>等のいず</u>			

改	正	後			前
ΓX	ΙĽ	1安	ΓΧ	正	ĦIJ
性化法第4		れかであ			
条第 5 項第		<u>ること。</u>			
<u>1 号に定め</u>		(2) 中心市街			
<u>る事業</u> 当		地整備改善			
		活性化法第			
ー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		4 条第 5 項			
地整備改善		第7号に掲			
活性化法第		<u>げる公益法</u>			
<u>21条第1項</u>		人のうち、			
<u>に規定する</u>		<u>次に掲げる</u>			
認定中小小		<u>要件のいず</u>			
売商業高度		れかを満た			
化事業者で		<u>すもの</u>			
ある商店街		<u>イ</u> <u>拠出を</u>			
振興組合等		<u>された金</u>			
の組合員又		額の3分			
は所属員で		<u>の1を超</u>			
中小小売商		<u>える金額</u>			
業者等に該		<u>が2以上</u>			
当するもの		の地方公			
の事業の用		共団体に			
<u>に供される</u>		<u>より拠出</u>			
店舗その他		<u>をされて</u>			
の施設(当		いるこ			
該認定中小		<u>ك.</u>			
小売商業高		<u>ロ</u> <u>拠出を</u>			
度化事業計		された金			
画の区域内		額の4分			
<u>に存するも</u>		の1以上			
<u>のに限る。)</u>		<u>の金額が</u>			

改	Œ		改	正	前
及び当該認		一の地方			
定中小小売		公共団体			
		により拠			
事業計画に		出をされ			
基づく事業		ているこ			
<u>により新た</u>		<u>ك.</u>			
に設置され		2 中心市街			
る公共用施		地整備改善活			
設の用に供		性化法第4条			
される土地		第5項第3号			
の区域		<u> 又は第4号に</u>			
<u>B</u> 認定中小		定める事業に			
<u>小売商業高</u>		<u>類するもので</u>			
度化事業計		<u>一定のものと</u>			
画に基づく		は、共同店舗			
中心市街地		とともに公共			
整備改善活		用施設を設置			
性化法第4		する事業又は			
条第 5 項第		共同店舗と併			
<u>2 号から第</u>		設される公共			
<u>4号までに</u>		<u>用施設を設置</u>			
定める事業		<u>する事業をい</u>			
<u> これらの</u>		<u>う。</u>			
事業が施行		<u>3</u> その他の			
される土地		要件は次のと			
<u>の区域</u>		<u>おりである。</u>			
<u>C</u> 認定中小		<u>(1) 認定中小</u>			
<u>小売商業高</u>		<u>小売商業高</u>			
度化事業計		度化事業計			

改	<u> </u>		改	 前
画に基づく		画に基づ	_	
中心市街地		中心市往		
整備改善活		整備改善		
性化法第 4		性化法第		
条第5項第		条第5項		
<u>7号に定め</u>		<u>1号又は</u>		
る事業 当		2号に定		
該事業を行		る事業に		
う認定中小		っては、		
小売商業高		れらの事		
度化事業者		に参加す		
である法人		者の数が		
に出資又は		以上であ	<u> </u>	
拠出をして		<u>こと。</u>		
いる中小小		(2) 認定中		
売商業者等		小売商業		
及び当該法		度化事業		
人に出資又		画に基づ		
<u>は拠出をし</u>		中心市往	地	
ている商店		整備改善	<u>活</u>	
街振興組合		性化法第	4	
等の組合員		条第 5 項		
又は所属員		<u>2 号から</u>	第	
である中小		<u>4 号まて</u>		
<u>小売商業者</u>		は第7号	<u>に</u>	
等の事業の		定める事	<u>業</u>	
用に供され		<u>にあっ</u>	て	
る店舗その		は、これ	<u>6</u>	
他の施設		の事業に	<u> </u>	

改	正	後	改	正	前
<u>(当該認定</u>		り新たに設			
中小小売商		置される公			
業高度化事		共用施設及			
業計画の区		び店舗その			
<u>域内に存す</u>		他の施設の			
るものに限		用に供され			
<u>る。) 並び</u>		<u>る土地の面</u>			
<u>に当該認定</u>		積とこれら			
中小小売商		の施設の床			
業高度化事		面積との合			
業計画に基		計面積(こ			
<u>づく事業に</u>		れらの施設			
<u>より新たに</u>		の建築面積			
設置される		<u>を除く。)に</u>			
共同店舗そ		占める売場			
の他の施設		面積の割合			
及び公共用		<u>が2分の1</u>			
施設の用に		<u>以下である</u>			
<u>供される土</u>		<u>こと。</u>			
地の区域		(3) 認定中小			
(<u>ホ)</u> その他の要		小売商業高			
件(3)		度化事業計			
		画に基づく			
		中心市街地			
		整備改善活			
		性化法第4			
		<u>条第 5 項第</u>			
		<u>7 号に定め</u>			
		る事業にあ			
			1		

改	Œ		後	改	正		前
			っては、中				
			<u>小小売商業</u>				
			高度化対象				
			区域内の施				
			設又は当該				
			事業により				
			新たに設置				
			される店舗				
			その他の施				
			設をその者				
			の営む事業				
			の用に供す				
			<u>る者の数が</u>				
			10(当該事				
			業が共同店				
			舗とともに				
			公共用施設				
			<u>を設置する</u>				
			事業又は共				
			同店舗と併				
			設される公				
			共用施設を				
			設置する事				
			業である場合には、「)				
			<u>合には、5)</u>				
			<u>以上である</u>				
			<u>こと。</u>				

改	正	後	改	Ī	E		前
<u>(1404)</u>		措置法65 条の4 1項11号 二 措置法規 則22条の 5 1項 16号	(<u>1303</u>)			措置法65 条の4 1項10号 八 措置法規 則22条の 6 1項 14号	
<u>(5)</u>		措置法65 条の4 1項12号 措置法規 則22条の 5 1項 17号	<u>(4)</u>			措置法65 条の4 1項11号 措置法規 則22条の 6 1項 15号	
<u>@</u>		措置法65 条の4 1項13号 措置法規 則22条の 5 1項 18号	<u>(i)</u>			措置法65 条の4 1項12号 措置法規 則22条の 6 1項 16号	
<u>(160 2</u>)		措置法65 条の4 1項14号 措置法規	(<u>15</u> 0 <u>2</u>)			措置法65 条の4 1項13号 措置法規	

改	正		改	П	Ξ		前
	<u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>19号</u>					<u>則22条の</u> <u>6 1項</u> <u>17号</u>	
<u> </u>	<u>措置法65</u> 条の4 <u>1項15号</u>	-	<u>®</u>			措置法65 条の4 1項14号	
	措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>20号</u>	_				措置法規 則22条の 6 1項 18号	
<u>®</u>	措置法65 条の4 1項16号 措置法規 <u>則22条の</u>		<u>©</u>			措置法65 条の4 1項15号 措置法規 則22条の	
<u> </u>	5 1項 21号 		<u> </u>			6 1項 19号 措置法65 条の4	
	<u>1項17号</u> 措置法規 <u>則22条の</u> <u>5 1項</u> <u>22号</u>					1項16号 措置法規 則22条の 6 1項 20号	
<u> </u>	+# \(\mathbb{R}\);	<u>i</u>	(<u>180 2</u>)			措置法65 条の4	

改	正		後	改	正			前
		1項18号 措置法規 則22条の 5 1項 23号					1項17号 措置法規 則22条の 6 1項 21号	
<u> </u>		措置法65条の41項19号措置法規則22条の5 1項24号		<u>(9</u>			措置法65 条の4 1項18号 措置法規 則22条の 6 1項 22号	
<u> </u>		措置法65条の41項20号措置法規則22条の5 1項25号イ		<u> </u>			措置法65 条の4 1項19号 措置法規 則22条の 6 1項 23号イ	
② 中心市街地整 備改善活性化法 第7条第1項に 規定する土地区 画整理事業、大 都市地域住宅等 供給促進法によ	当該土地等につき 中心市街地整備改善 活性化法第7条第1 項に規定する土地区 画整理事業、大都市 地域住宅等供給促進 法による特定土地区	土地区 措置法65 画整理 条の4 事業、1項20号 特定土 措置法規 地区画 則22条の 整理事 5 1項 業又は 25号口		① 大都市地域住 宅等供給促進法 による特定土地 区画整理事業又 は地方拠点都市 地域の整備及び 産業業務施設の	当該土地等につき 大都市地域住宅等供 給促進法による特定 土地区画整理事業又 は地方拠点都市地域 の整備及び産業業務 施設の再配置の促進	特 地 整 業 拠 備 工 画 事 は 整 地 土 画 事 は き 地 生 型 り 点 土 一 の も し も も も も も も も も も も も も も も も も も	措置法65 条の4 1項19号 措置法規 則22条の 6 1項 23号ロ	

改	Ī	E	後		改	正			前
る特定土地区画	画整理事業又は地方	拠点整			再配置の促進に	に関する法律による	理事業		
整理事業又は地	拠点都市地域の整備	備土地			関する法律によ	拠点整備土地区画整	の施行		
方拠点都市地域	及び産業業務施設の	区画整			る拠点整備土地	理事業に係る換地処	者		
の整備及び産業	再配置の促進に関す	理事業			区画整理事業が	分が行われ、その換			
業務施設の再配	る法律による拠点整	の施行			施行された場合	地処分により当該土			
置の促進に関す	備土地区画整理事業	者			において、土地	地等のうち大都市地			
る法律による拠	に係る換地処分が行				等に係る換地処	域住宅等供給促進法			
点整備土地区画	われ、その換地処分				分により当該土	第21条第1項又は地			
整理事業が施行	により当該土地等の				地等のうち大都	方拠点都市地域の整			
された場合にお	うち <u>同項、</u> 大都市地				市地域住宅等供	備及び産業業務施設			
ハて、当該土地	域住宅等供給促進法				給促進法第21条	の再配置の促進に関			
等に係る換地処	第2条第1項又は地				第1項又は地方	する法律第28条第1			
分により当該土	方拠点都市地域の整				拠点都市地域の	項の保留地に対応す			
地等のうち同	備及び産業業務施設				整備及び産業業	る部分の譲渡があっ			
<u>頃、</u> 大都市地域	の再配置の促進に関				務施設の再配置	た旨を証する書類			
住宅等供給促進	する法律第28条第1				の促進に関する				
法第21条第1項	項の保留地に対応す				法律第28条第1				
又は地方拠点都	る部分の譲渡があっ				項の保留地に対				
市地域の整備及	た旨を証する書類				応する部分の譲				
び産業業務施設					渡があったとき				
の再配置の促進									
に関する法律第									
28条第1項の保									
留地に対応する									
部分の譲渡があ									
ったとき									
<u> </u>		措置	法 65		<u>②</u>			措置法 65	
		条の	0.4					条の4	
		1項	į 21号					1項20号	

改	正		後	改	正			前
		措置法規 則22条の 5 1項 26号				<u> </u>	措置法規 則22条の 6 1項 24号	
2		#置法65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 5 1項 27号		<u> </u>		- 191	措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 6 1項 25号	
<u>③</u>		措置法65条の41項23号措置法規則22条の5 1項28号		4		- - - -	措置法65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 6 1項 26号	
፡ • • • • • • • • • • • • • • • • • •		措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 29号		፩		:	措置法65 条の4 1項23号 措置法規 則22条の 6 1項 27号	